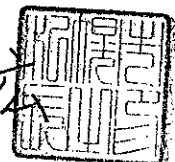


札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年9月 3 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 53 号

札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則（令和7年規則第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第2項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 別表1中備考以外の部分を次のように改める。

別表1（第3条第1項関係）

産業	業種
洋上風力関連産業	プラスチック製品製造業
	はん用機械器具製造業
	生産用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業
	電気業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
	その他の教育、学習支援業
	機械等修理業
合成燃料関連産業	化学工業
	はん用機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業
	その他の小売業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
	機械等修理業
水素関連産業	化学工業
	生産用機械器具製造業
	電気機械器具製造業
	ガス業
	その他の小売業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
	機械等修理業
	その他の事業サービス業
蓄電池関連産業	化学工業
	非鉄金属製造業
	はん用機械器具製造業

	生産用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	電気業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
	機械等修理業
次世代半導体関連産業	化学工業
	窯業・土石製品製造業
	生産用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
	機械等修理業
データセンター関連産業	通信業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
海底直流送電関連産業	非鉄金属製造業
	はん用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業
	電気業
電気又は水素運搬船関連産業	電気機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業
	電気業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
再生可能エネルギー関連産業	プラスチック製品製造業
	金属製品製造業

	はん用機械器具製造業
	生産用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	電気業
	技術サービス業（他に分類されないもの）
	機械等修理業

(3) 別表1備考9中「関連する産業」の次に「（洋上風力関連産業に該当するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。